

「知的財産権によって専精特新中小企業の革新的な発展を 支援するための若干の措置」の発行

公表日：2022年10月25日

このほど、国家知識産権局と工業信息化部は共同で「知的財産権によって専精特新中小企業（※訳注：専門化・精細化・特色化・斬新化された中小企業の意）の革新的な発展を支援するための若干の措置」を発行した。社会の各分野の関係者が文書公布の背景と意義を理解し、措置の内容を正確に理解し、より政策の役割を発揮させるため、本措置に関する内容を以下のとおり解説する。

一、制定の背景

今年9月8日、習近平総書記は2022年全国「専精特新」中小企業発展大会に祝賀の書簡を送り、新時代における中小企業の重要な地位と役割を十分に評価し、多数の中小企業が「専精特新」発展の道を歩むことに対して切実な期待を示した。また、各級の党委員会と政府は、中小企業の発展を支援することに対して明確な要求を提示し、「企業革新の推進に力を入れて、知的財産権の保護を強化し、より多くの『専精特新』中小企業の出現を促す」ことを強調した。2009年以来、国家知識産権局と工業信息化部は、中小企業の知的財産権戦略推進プロジェクトを実施し、共同で政策を発表し、モデルケースを構築し、中小企業の中で知的財産権の優位性を備えた多数のモデル企業を育成し、中小企業の革新レベルとコア競争力の向上を大きく促進してきた。2021年、中国共産党中央委員会と国務院は、「知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）」および「『十四五』国家知識産権保護と運用計画」を発行し、企業の知的財産権業務を強化し、中小企業の知的財産権戦略推進プロジェクトを深化させるための新しい施策を講じた。

習近平総書記の重要な指示の精神を深く徹底し、中国共産党中央委員会、国務院の決定と施策を実行し、中小企業への支援を増加させ、知的財産権制度の役割をよりよく発揮し、「専精特新」中小企業の革新的な発展を支援し、より多くの中小企業が「専精特新」の道をうまく歩めるよう牽引するために、国家知識産権局と工業信息化部は共同で「知的財産権による『専精特新』中小企業の革新的な発展支援に関する若干の措置」（以下、「若干の措置」という）を制定し、発行することとした。

二、全体方針

「若干の措置」は、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として堅持し、「知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）」、「『十四五』国家知識産権保護と運用計画」、「『十四五（第14次5か年計画）』中小企業発展計画」、「『専精特新』中小企業のための具体的な取組リスト」の関連措置を確実に実行する。「専精特新」中小企業の特徴と知的財産権の実際のニーズに基づいて、一連の実用的で実行可能な新しい施策を講じ、企業の政策指導、業務支援、サービス保障を包括的に強化し、知的財産権が「専精特新」中小企業の革新的な発展を支援するための重要な役割を十分に発揮できるようにする。

一つ目は需要志向の顕在化である。企業の知的財産権の出願・権利取得、譲渡・変換、権利保護・救済などの緊急のニーズに焦点を当て、的を絞った支援とサービスに関する知的財産権分野の施策を提案し、「専精特新」中小企業のために具体的な行動を取り、難題を解決し、市場主体を保護し、経済発展を安定させるための政策の役割を効果的に実現する。

二つ目は、政策連携の強化である。「専精特新」中小企業の革新能力と専門レベルを向上させることを目標に、部門間、地方感、および企業間の協調や連携を強化し、政策の相乗効果を最大限に発揮し、企業が創造、活用、保護、管理という知的財産権のフルチェーンを開拓することを支援し、知的財産権と革新能力の統合と向上を促進し、社会のあらゆる分野が広く参加できるように導き、中小企業にとって良好な発展環境を創出する。

三つ目は革新的なサービスに関する施策である。中小企業発展の時代の特徴に基づいて、デジタル化、プラットフォーム化、および標準化手段の適用を強化し、サービスモデルを刷新してアップグレードし、さまざまな企業優遇措置の貫徹を促進する。さらに知的財産権サービスの供給と企業ニーズの正確かつ効率的なマッチングを実現し、企業の革新的発展のために、能力とモチベーションを高め、品質を向上させ、収益性を高める。

三、主な内容

「若干の措置」は、「専精特新」中小企業の革新的な発展に係る特別なニーズに基づいて、知的財産権の創造レベルの向上、知的財産権の効率的な活用の促進、知的財産権の保護の強化、知的財産権サービスの保障の強化という4つの点に関して、的を絞った複数の措置を提案し、政策間の統合支援をさらに強調している。

一つ目は創造レベルの向上である。「専精特新」中小企業が知的財産権の優先審査政策を享受できるように支援をし、企業が効率的に権利を取得することを支援する。知的財産権管理の国際標準の普及と応用を強化し、知的財産権管理を企業革新の全プロセスに統合することを促進する。「専精特新」中小企業の緊急のニーズに応じて、専利ナビゲーションの総合的なサービスレベルを向上させ、企業の革新的な意思決定への支援、知的財産権リスクの予防・抑止、専利ポートフォリオプランニングの最適化と言った役割をさらに活用する。

二つ目は運用の促進である。開放許諾に関する取り組みをさらに推進し、専利の常態化需給メカニズムの確立を加速し、企業が専利技術を正確に取得して効率的に実施することを支援する。各級・各種類の政策支援に力を入れ、企業が専利密集型製品の登録を展開することを指導・支持し、製品の価値を高める。知的財産権担保融資などの金融サービスの提供を強化し、中小企業の「資金調達難」の解決を支援する。ブランド価値向上計画を実施し、商標ブランド指導ステーションの規範管理と能力構築を強化し、企業と地域の商標ブランドの高い発展を構築する。

三つ目は厳格な保護である。「専精特新」中小企業の専利侵害に関する行政裁決の処理に力を入れ、企業のニーズに応じて知的財産権の迅速かつ協調的な保護を強化する。「専精特新」などの中小企業の知的財産権保護を支援する特別な活動を模索・展開し、企業の海外知的財産権保護への支援に力を入れ、企業の「海外進出」を後押しする。

四つ目はサービスの最適化である。知的財産権の基礎データの開放共有を最適化し、企業に便利で公益性の高い情報サービスを提供する。「専精特新」中小企業などに対するサ

ービス機関の評価情報の発信に力を入れ、「知的財産権サービス万里行」シリーズの取り組みを十分に実施し、企業に精確化サービスを提供する。「専精特新」中小企業などにおける知的財産マネジメント担当チームの構築を推進し、企業の知的財産人材の保障を強化する。企業の知的財産権サービスに対する資金と政策の支援を強化し、良質な中小企業に重点的に恩恵を与える。

四、保障措置

各措置の円滑な実施を確保するために、「若干の措置」は保障措置を打ち出している。部門協力の面から、国家知的財産権局と工業信息化部はリソースの連結共有、政策の連携連動を強化し、共同で監督指導を行い、各措置の確実な実施を推進する。推進・実施の面から、各地方の知的財産管理部門と工業信息化部門は共同で政策を打ち出し、計画を制定し、モデルケースを展開するなどの方式を通じて、需要のマッチングと情報共有のメカニズムを確立し、業務が確実に行われるように確保しなければならない。評価・インセンティブの面から、地域措置の実施や業務の展開効果に対して定期的に業績評価を実施し、関連業務の重要な基準とする。

出所先：国家知識産権局 2022年10月25日

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/25/art_66_179800.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。